

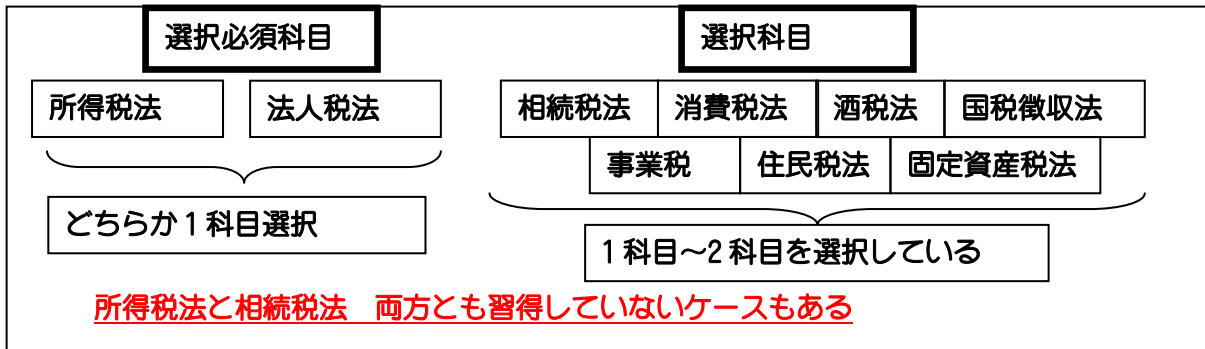
相続に強い税理士の見分け方

(社)埼玉県相続コンサルティングセンターでは、相続全体を見渡せるスペシャリストを育成しております。今回は特に相続税申告に重要な税理士についてお話しします。また資産税の得意な税理士と当社が組むことで更なる付加価値を提供できると考えております。



相続・不動産コンサルタント 毛利 豪

<税理士の罫> 相続税の申告を、確定申告を頼んでいる先生に頼まれる方が非常に多いですが、実はこれは危険です。相続税法は税理士試験の選択科目なのです。飲食店に例えるとラーメン屋の店主に寿司の握り方を聞いているようなものです。大事な資産の相談は、その道のプロに頼まれる事をおすすめします。



<税理士の見分け方>

■個人税理士で強い人はほとんどいない

通常個人税理士は確定申告をベースの生計を立てているので相続税の申告などを兼務する形になる。しかしプロの事務所は担当別に特化してやっている→法人化されていない事務所は×

■提案を普段からしてくれるか

相続税申告の先生と確定申告の先生を分けた方が良い理由は前述したとおりですが、良い先生の見分け方として、こちらの気づいていない事などを提案してくれる先生は良い先生だと思います。

■減価要因について押さえているか

具体的な例でいえば「近くにお墓とかありませんか？」とかマニアックな減価要因も聞いてくれます。また高圧線、大通りの場合は車の振動、踏切等、においなど減価要因になります。慣れていない先生ですと路線価に奥行き補正どまりです。

■取得者別での相続税圧縮の効果は理解しているか

■所得税についても網羅的に考えているか

相続税申告のための不動産売却などは取得費加算という特例により税金の圧縮が出来ます。また事業用買い換え特例についてうまく活用する事で所得税にも圧縮の効果があります。

■小規模宅地について

2010年に改正され、誰でも使えた200㎡50%評価減になります。

■広大地

これは500㎡以上の土地(約151坪)よりも大きければ、うまくいけば土地の評価が半分近く下がります。マンション適地かどうかの考え方、著しく広大とは？など専門的な知識と経験が必要です。

2億円の土地が半分の評価になれば、相続税も5000万円近く下がるケースもあります。

※あくまでもよくあるケースの事例ですので、対策を行う場合は必ず専門家へ確認をしてください。



一般社団法人 埼玉県相続コンサルティングセンター

埼玉NO1声！

お問合せ先：048-871-6237

無料相談実施中!!